郵便による住民票等の請求書

	住 所(住民登録しているところ) 〒 -									
請求者	氏名		電話番号(昼間に連絡のとれる電話番号				話番号)			
	使用目的•提出先等(詳しく記載してください)									
必要	住所	群馬県み	どり市							
必要なもの(□にレ点)	氏名					生年月日	明治 大正 昭和年			
	□世帯全員 400 円 (二人以上の世帯) □世帯全員 300 円 (一人世帯)		□住民票 400円 (世帯の複数名記載) □住民票 300 円 (一人のみ記載)		通	□除票 400 円 (同日除票者のみ複数名記載 □除票 300 円 (一人のみ記載)	£\	通		
その他()		:	通	
共通記載			世帯主・続柄を のせる・のせない							
日本人の方のみ			本籍・筆頭者を のせる・のせない							
外国人の方のみ			□国籍/地域 □在留力ードの番号 □在留資格							
※住民	票に載せたい	ものに	□30条の45規定区分(中長期在留者等)							
レ点をし	いれてくださし	, \	□在留期間等 □在留期間等の満了日 □通称名履歴							

請求書と同封していただく書類

チェック

手数料	郵便定額小為替または普通為替。現金の場合は現金書留。 <u>※切手不可</u> *小為替は郵便局で購入できます。 *小為替には何も記入しないでください。						
本人確認書類	運転免許証・保険証・個人番号カード(表面)・住基カードの写し等 (現住所・氏名の確認ができるものに限る) *個人番号通知カードは含まれません。ご注意ください。						
返信用封筒	封筒に請求者の住所・氏名を書き、切手を貼ったもの (送付先の住所は、原則住民登録してあるところに限ります。)						
委任状等	本人または同一世帯以外からの請求は原則委任状が必要になります。 正当な理由で請求される場合は、根拠となるものを添付してください。						

【注意事項】

- * 請求できる者…本人または同一世帯員。ただし、正当な理由があればどなたでも請求できます。
- * プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。
- * 偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、罰金に処せられます。
- * 申請書は記入漏れがないようお気をつけください。

【お問い合わせ・送り先】

〒379−2395

群馬県みどり市笠懸町鹿2952 電話番号 0277-76-0972(直通) みどり市役所 市民課住民戸籍係 FAX 0277-77-7111